

新田川流域治水協議会 規約（案）

（設置）

第1条 「新田川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の甚大な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、新田川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するために協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の対象流域）

第3条 協議会は、二級水系新田川流域を対象とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第5条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項による者のほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 新田川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を福島県相双建設事務所管理課に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、令和 年 月 日から施行する。

新田川流域治水協議会 構成員

団体	構成員	
南相馬市	南相馬市長	
飯舘村	飯舘村長	
福島県	相双地方振興局長	
	相双農林事務所長	
	相双建設事務所長	
	オブザーバー (必要に応じて)	危機管理部
		農林水産部
土木部		
国土交通省	オブザーバー	東北地方整備局 地域河川課長
気象庁		福島地方気象台長

員数

10

新田川流域治水協議会幹事会 構成員

団体	幹事	
南相馬市	復興企画部長	
	経済部長	
	経済部理事(農林水産担当)	
	建設部長	
	危機管理課長	
	危機管理課災害対策担当課長	
	農林整備課長	
	原町区農林水産担当課長	
	土木課長	
	土木課維持担当課長	
	都市計画課長	
	建築住宅課長	
	下水道課長	
	飯舘村	総務課長
建設課長		
福島県	相双地方振興局 県民環境部長	
	相双農林事務所 農村整備部長	
	相双農林事務所 森林林業部長	
	相双建設事務所 企画管理部長(事務局)	
	オブザーバー (必要に応じて)	災害対策課長
		農村計画課長
		農村振興課長
		農地管理課長
		森林計画課長
		森林整備課長
		森林保全課長
		土木企画課長
		都市計画課長
		まちづくり推進課長
		下水道課長
		建築指導課長
		河川整備課長
砂防課長		
河川計画課長		
国土交通省	オブザーバー	東北地方整備局 地域河川課長補佐
気象庁		福島地方気象台 防災管理官